

第十五号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度」を「平成二十四年度から平成二十六年」に改め、同項第一号中「二万二千二百円」を「二万八千八百円」に改め、同項第二号中「二万六千六百四十円」を「二万八千八百円」に改め、同項第三号中「三万三千三百円」を「四万三千二百円」に改め、同項第四号中「四万四千四百円」を「五万七千六百円」に改め、同項第五号から第七号までを次のように改める。

五 次のいずれかに該当する者 六万四千八百円

イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が百二十五万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）  
（次号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ又は第十一号ロに該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 七万二千円

イ 合計所得金額が二百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）  
次号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ又は第十一号ロに該当する者を除く。）

七 次のいずれかに該当する者 八万六千四百円

イ 合計所得金額が三百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）  
次号ロ、第九号ロ、第十号ロ又は第十一号ロに該当する者を除く。）

第四条第一項に次の五号を加える。

八 次のいずれかに該当する者 九万二千百六十円

イ 合計所得金額が四百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める

保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、「次号ロ、第十号ロ又は第十一号ロに該当する者を除く。」

九 次のいずれかに該当する者 九万七千九百二十円

イ 合計所得金額が五百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、「次号ロ又は第十一号ロに該当する者を除く。」

十 次のいずれかに該当する者 十万三千六百八十円

イ 合計所得金額が七百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、「次号ロに該当する者を除く。」

十一 次のいずれかに該当する者 十万九千四百四十円

イ 合計所得金額が九百万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し

ない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める  
保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三  
十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）

十二 前各号のいずれにも該当しない者 十一万五千二百円

第四条第二項及び第三項を削る。

第五条第三項中「よりがたい」を「より難い」に改め、同条第四項中「すべて」  
を「全て」に改める。

第六条第三項中「、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロ」を「若しくは第四号ロ  
の規定又は第四条第五号ロ、第六号ロ、第七号ロ、第八号ロ、第九号ロ、第十号  
ロ若しくは第十一号ロ」に、「第六号まで」を「第四号まで」に改め、「規定す  
る者」の下に「又は第四条第五号から第十一号までのいずれかに規定する者」を  
加える。

第十二条第二項第二号及び第十三条第三項中「支払い」を「支払」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例による改正後の江戸川区介護保険条例（以下「新条例」という。）第四条の規定は、平成二十四年度分の保険料率から適用し、平成二十三年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

（平成二十四年度から平成二十六年までの各年度における保険料率の特例）  
第三条 次の各号に該当する第一号被保険者の平成二十四年度から平成二十六年までの各年度における保険料率は、第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）附則第十六条第一項又は第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者 三万六千円

二 前号の場合における新条例第六条第三項の規定の適用については、同項中「第四号口の規定」とあるのは「第四号口の規定若しくは令附則第十六条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定」と、「第四号までのいずれかに規定する者」とあるのは「第四号までのいずれかに規定する者若しくは令附則第十六条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者」と読み替えて適用するものとする。

三 令附則第十七条第一項又は第二項（同条第三項及び第四項において準用す

る場合を含む。）のいずれかに該当する者 五万四百円

四 前号の場合における新条例第六条第三項の規定の適用については、同項中「第四号口の規定」とあるのは「第四号口の規定若しくは令附則第十七条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定」と、「第四号までのいずれかに規定する者」とあるのは「第四号までのいずれかに規定する者若しくは令附則第十七条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者」と読み替えて適用するものとする。

（説明）

平成二十四年度から平成二十六年までの各年度における保険料率を定めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。